

定額減税と諸外国の給付つき税額控除制度

令和6年6月所得税及び個人住民税の「定額減税」が実施されました。過去にも平成21年の「定額給付金」、令和2年新型コロナに対する「特別定額給付金」が行われましたが、支給の遅れや企業・地方自治体の実務負担が課題となりました。そこで、今回は諸外国における給付つき税額控除制度について検証してみたいと思います。

1 米国

1970年代以降、中低所得者の社会保険料負担軽減と子育て支援を目的として勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit : EITC) や児童税額控除 (Child Tax Credit : CTC) が設けられています。

1975年に導入された勤労所得税額控除 (EITC) は、社会保障番号を有し、就労し所得があること等が要件となっており、所得が増加すると税額控除額も増える段階と一定の所得以降は控除が減少する段階があるため、貧困世帯の就労を促進する効果と税額控除対象を所得が一定以下の世帯に限定することによる所得再配分効果を持つと言われています。

1998年に導入された児童税額控除 (CTC) は、米国の居住者等で社会保障番号を有している17歳未満の子供の人数に応じて与えられ、納税者の所得制限額までは満額を控除できるが、それを超えると控除額が逡減するように設計されています。

米国は、納税者全員が確定申告を行う国であるため、これらの給付つき税額控除は、税制の枠組みの中で米国歳入庁 (Internal Revenue Service : IRS) を通じて実施され、確定申告時に税額控除額が所得税額から控除され、控除しきれない部分は給付されます。

これらの制度は、貧困対策プログラムとして有効との評価がある一方で、制度が複雑で申請件数も膨大になるため過誤支給や不正支給が問題となっています。

2 英国

英国では、2003年より低所得者の就労促進策と児童を有する中低所得の世帯への支援を目的に、勤労税額控除 (Working Tax Credit : WTC) 及び児童税額控除 (Child Tax Credit : CTC) の2つの給付つき税額控除が設けられています。

勤労税額控除 (WTC) は、受給要件に一定時間以上の就労時間があり、児童税額控除 (CTC) は、就労を要件とせず、児童手当の上乗せとして給付され16歳未満 (学生は19歳未満) が対象で世帯構成、就業時間、年齢、政府登録・認定の保育サービスの利用の有無等の各人の状況によって税額控除の額が決定されます。

給付の実施主体は、雇用年金省 (Department for Work & Pensions : DWP) に統合されており、給与所得者については、企業が毎月の給与、源泉徴収税、社会保険料等を支払と同時に歳入関税庁 (HM Revenue & Customs : HMRC) にリアルタイムで報告し、その所得情報が直ちに雇用年金省 (DWP) に連携され、月々の給付額に

反映されます。給与所得者以外の受給者は、自ら所得情報の変動を毎月、雇用年金省 (DWP) に報告することで給付に反映されます。

勤労税額控除 (WTC) の導入当初は、給与の源泉徴収の仕組みを通じて、雇用者が税額と相殺の上で給付する仕組みでしたが、雇用者の負担が大きいことから廃止され、現在の方式に改訂されました。

この制度は、所得や世帯状況の変化が報告され、毎週又は4週間毎の給付は仮払い的な性質を有し年度末に総額が調整されます。そのため、制度自体の複雑性や不正確な報告による過誤給付が問題となっています。

3 その他の国での導入例

オランダでは、2001年に低所得者の税負担を軽減するために、全ての所得控除を廃止し税額控除制度を導入する税制改革が行われました。この税額控除制度は各人の支払う税と社会保険料の範囲内で税額控除を行い、控除後の税額がマイナスになっては給付は行われない仕組みです。オランダでは、全ての官公庁において個人の識別する番号である市民サービス番号がデータ連絡に活用されており、この制度は、2006年に税と社会保険料の徴収事務が統合された税務当局によって執行されています。

カナダでは、消費税率の引き上げによる逆進性の緩和策として、1991年に消費税控除制度 (Goods and Services Tax Credit: GST Credit) が導入されています。適用単位が家族単位で、家族の中で収入の一番大きい者が確定申告時に申告書の適用を受ける旨のチェック欄に記入するだけで給付を受けることができ、カナダの税務手続きは社会保障番号を使用するため行政コストも抑えられ、また、個人の実情に合わせた給付額が準備されている等から国民からの評価が高いと言われています。

今回の定額減税の導入を通じて、我が国の給付つき税額控除制度に関する議論が、実務面の効率性にも踏み込んだものとなり、ひいては、納税者の理解と利便性が深まることを願っております。

(国際特別委員会副委員長 渡邊 弘一)

【参考文献】

- 1 森信茂樹 (2023) 「給付つき税額控除の今日的意義とデジタル。セーフティネット」(ZEIK EN - 2023. 9 No.231)
- 2 栗原克文 (2012) 「給付つき税額控除制度の執行上の課題について」(税大ジャーナル18 2012. 3)
- 3 埼玉信越税経新人会 (2012) 「給付つき税額控除と納税者番号制度を考える」(第46回千葉全国研究集会 分科会テキスト)
- 4 加藤尚弘・森野哲也 (平成21年) 「給付つき税額控除」(第37回日税連公開討論会 第4部 将来に向けてー経済格差が広がる給与所得者と税制ー)